使用料・手数料の改定等

1 一般会計

(1) 改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に 関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。 このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

(2) 改定等に当たっての考え方

- ① 原則として2年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- ② 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- ③ 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5倍を限度として改定を行います。

(3) 対象条例等の数及び影響額

区				分	対象条例等の数	影響額(億円)	
				73	刈家未例寺の数	初年度	平年度
料	額	0)	改	定	7	0.9	0.9
料	額	0)	新	設	3	0. 0	0. 1
合				計	1 0	0.9	1. 0

正

(4) 主な改定等項目

① 料額を改定するもの

○ 都立公園の占用料

電柱(特別区・1本・月額)

 $1,146 円 \rightarrow 1,149 円$

標識(特別区・1本・月額)

819円 → 820円

○ 霊園施設の使用料

染井霊園 一般埋蔵施設 (1 m^2) 1,701,000円 \rightarrow 1,704,000円

雑司ヶ谷霊園 短期収蔵施設 (1箇所) 174,000円 → 154,000円

多磨霊園(遺骨) 樹林型合葬埋蔵施設(1体)【新設】 91,000円

○ 海上公園の土地の使用料

晴海ふ頭公園 (1㎡・月額)

1,155円 → 1,732円

春海橋公園 (1 m²·月額)

1,140円 → 1,057円

② 料額を新たに設けるもの

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの

(工場等用途以外の非住宅部分・モデル建物法)

110,700円